



浦安市教育大綱

令和2年2月
浦安市

はじめに

本市は、これまでのまちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へと移行してきており、このような中でもより活力のある地域社会を形成するためには、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応したまちの再構築、すなわち「リノベーション」が必要となっております。

そのため、10年、20年先さらには、その先の未来を見据えた行政運営の指針となる「総合計画」を令和元年12月に策定しました。

本市はこれまで他に類を見ない発展を遂げてきましたが、その発展は先人たちの確固たる意思のもとにまちづくりが進められた結果です。人がまちを創ってきたからこそ、次なる浦安を創る人づくりを進めることが必要であり、その中心となるのが教育です。

一方、少子・高齢化、技術革新、グローバル化に加えて、地域における人間関係の希薄化やライフスタイルの多様化など教育を取り巻く環境が年々変化し、求められるものも一層多様化しています。

総合計画のもと、このような環境の変化を捉えて柔軟に対応するとともに、浦安の輝く未来を担う人づくりを推進していくため、これまでの教育大綱を見直し、ここに新たな教育大綱を策定しました。

この大綱をもとに、市と教育委員会が本市の教育の目指すべき方向性を共有し、ともに教育行政を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年2月

浦安市長 内田悦嗣

目 次

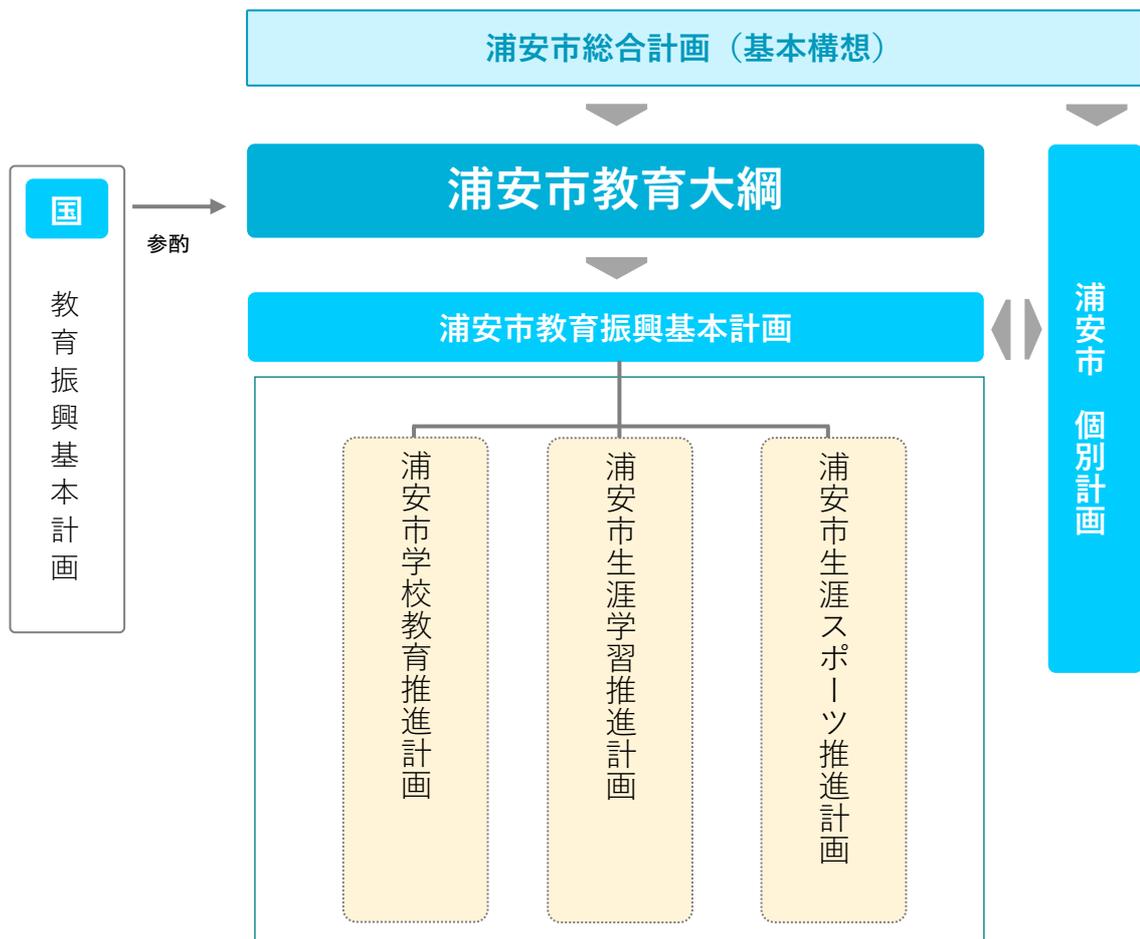
1. 策定の趣旨	1
2. 大綱の位置づけ	1
3. 大綱の期間	1
4. 基本理念	2
5. 個別計画による取り組み.....	3
6. 大綱実現のために	3
資料編	4

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、教育基本法第17条第1項に規定する「国の教育振興基本計画」を参酌しつつ、本市の実情を踏まえ浦安市教育大綱を定めるものです。

2 大綱の位置づけ

本大綱は、浦安市総合計画（基本構想）のもと、関連する各種分野別計画と整合を図りながら、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策等について、基本理念を示すものです。



3 大綱の期間

本大綱については、関連する計画の実効性を考慮し、対象期間を設定せず、教育環境や社会情勢の変化等に応じ、必要な見直しを図ります。

[まちづくりの将来都市像]

人が輝き躍動するまち・浦安
～すべての市民の幸せのために～

まちは人の意思によって創られます。そして、教育はまちを創る人づくりを担います。

本市では総合計画において、すべての市民の幸せを願い、まちづくりの将来都市像を「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」と設定しました。

まちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へと移行してきている中、人が、そしてまちが躍動する「浦安」を創っていくため、一人ひとりがまちづくりの主体としての意思を持ち、誰もが自分らしく輝き、生き生きと活動することが求められます。

そのため、「人づくり」からはじまる「まちづくり」を目指し、市民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学び、地域の中で育み、互いに認め合い、将来にわたり活動できるよう、本市の教育における基本理念を、「学び 育み 認め合い 『未来を創造する』人づくり」とします。

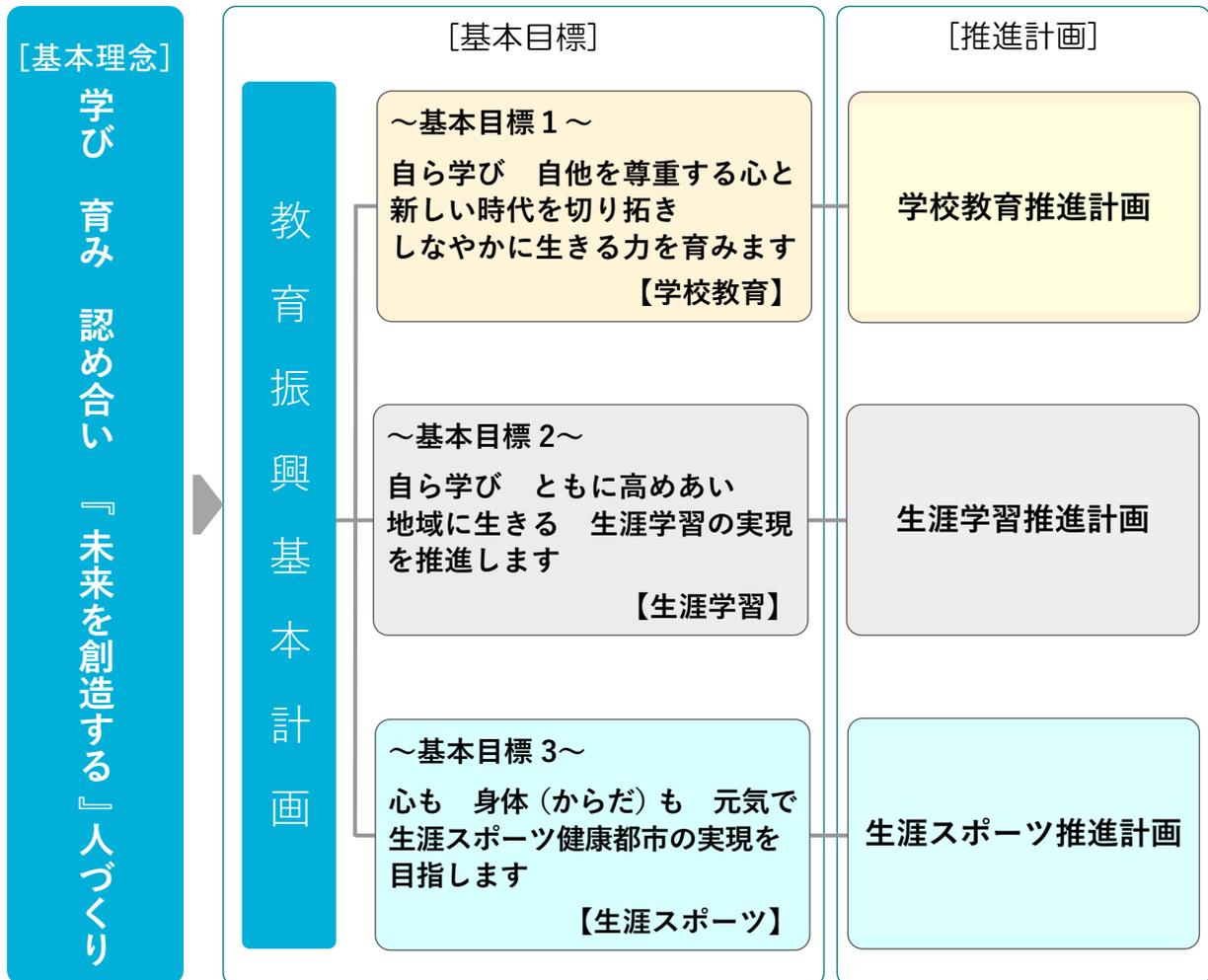
[基本理念]

学び 育み 認め合い

『未来を創造する』人づくり

5 個別計画による取り組み

本大綱に掲げる基本理念に基づき、教育振興基本計画において基本目標を定め、学校教育、生涯学習、生涯スポーツのそれぞれの分野において推進計画を策定します。



6 大綱実現のために

本大綱における基本理念を実現していくため、市と教育委員会がそれぞれの役割を果たし、以下の取り組みにより進めていきます。

(1) 基本理念の共有

市民一人ひとりが生涯を通じて学び、その成果を実践できるよう、すべての市民が本大綱に掲げる基本理念を共有します。

(2) 推進体制

基本理念の実現のため、施策間の連携を図りながら推進計画において適切な進捗管理を行います。

資料編

浦安市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定により、浦安市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(総合教育会議)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

3 総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(総合教育会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、当該議事録に浦安市情報公開条例（平成13年条例第3条）第7条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(事務局)

第8条 総合教育会議の総括は、教育委員会教育総務部教育総務課及び生涯学習部生涯学習課と連携及び協力の下、企画部企画政策課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

浦安市総合教育会議委員名簿

所 属	氏 名	備 考
浦安市長	内 田 悦 嗣	
浦安市教育委員会 教育長	鈴 木 忠 吉	
浦安市教育委員会 教育委員	宮 道 力	
浦安市教育委員会 教育委員	宮 澤 ミシェル	
浦安市教育委員会 教育委員	館 里 枝	
浦安市教育委員会 教育委員	吉 野 則 子	令和元年 10 月 5 日～
浦安市教育委員会 教育委員	川 端 秀 仁	～令和元年 10 月 4 日

浦安市総合教育会議開催記録

開催回	日時・場所	議 事
第 1 回	令和元年 7 月 25 日 (木) 午後 4 時 00 分～ 文化会館大会議室	(1) 浦安市教育大綱について ※大綱の策定にあたり、基本的な考え方について、協議を行った。
第 2 回	令和元年 11 月 21 日 (木) 午後 4 時 30 分～ 市役所 4 階 S 2 ・ S 3 ・ S 4 会議室	(2) 浦安市教育大綱素案について ※第 1 回の意見等をもとに作成した素案について、協議を行った。

浦安市教育大綱

令和2年2月

■ 発行・編集

浦安市 企画部 企画政策課
〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1-1-1
電話 047-351-1111

■ 浦安市ホームページ URL

<http://www.city.urayasu.lg.jp>

